

議決権行使に係る方針

UBP インベストメンツ株式会社

UBP グループ（以下、「UBP」）は、責任ある投資家としての義務を履行し、顧客の最善の利益のために行動し、株主の権利を著しく損なったり、または損害を与えたりするような提案またはそのような行動に反対するために、業界をリードする第三者議決権行使サービスプロバイダーである Institutional Shareholder Services（以下、「ISS」）を利用しています。

ISS は、証券市場をグローバルにカバーし、会議の議案や議決されるべき項目を評価するために必要な全てのリサーチ資料を含む投資先企業に関する正確な情報を提供します。ISS は、全ての議決権行使を管理し、オペレーション、記録保持及び報告サービスを提供するための中心的な役割を果たします。

UBP は、ISS の推奨に従って、顧客（投資一任契約口座）またはファンドに代わって ISS に議決権行使を指図することができます。UBP のポートフォリオ・マネージャーは、関連するファンドの管理会社の監督（拒否権及び最終決定権を含む）または投資一任契約口座及び個別顧客の要望に従って、ISS の推奨を参照して独自の決定を行うことができます。

実用的な理由により、1500 万 US ドル未満の預かり資産は、本スキームの対象外としています。

UBP は、議案別議決権行使状況につきましても、適宜公表することが適切であると考えています。

以 上

附則

平成 30 年 11 月 1 日施行